

松戸市グリーン購入等に係る基本方針

(目的)

第1条 松戸市グリーン購入等に係る基本方針（以下「基本方針」という。）は、国等による環境物品等の調達推進に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）及び国等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）に基づき、環境に配慮した物品等（以下「環境物品等」という。）の調達及び契約の推進を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献するとともに、松戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に掲げる取組みを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 基本方針において使用する用語は、グリーン購入法並びに同法第6条の規定による環境物品等の調達推進に関する基本方針及び環境配慮契約法並びに同法第5条に基づく国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の例によるものとする。

(適用範囲)

第3条 基本方針は、市のすべての組織に適用するものとする。

(調達及び契約に係る基本原則)

第4条 調達及び契約に係る基本原則は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 価格や品質などに加え、環境保全の観点を考慮すること。
- (2) 資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択すること。
- (3) 調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めること。
- (4) コストと環境負荷低減のバランスを考慮して、できる限り広範囲な分野で温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の実施に努めること。

(調達に係る対象品目及び判断の基準)

第5条 調達に係る対象品目及び判断の基準は、グリーン購入法第6条の規定に基づく環境物品等の調達推進に関する基本方針に準ずるものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

(調達の目標)

第6条 調達の目標について、次に掲げる分野は環境物品等の調達率を100パーセントとする。

- (1) 紙類
- (2) 文具類

- (3) オフィス家具等
- (4) 画像機器等
- (5) 電子計算機等
- (6) オフィス機器等
- (7) 移動電話等
- (8) 家電製品
- (9) エアコンディショナー等
- (10) 温水器等
- (11) 照明
- (12) 消火器
- (13) 制服及び作業服等
- (14) インテリア及び寝装寝具
- (15) 作業手袋
- (16) その他繊維製品
- (17) 災害備蓄用品
- (18) ごみ袋等

2 次に掲げる分野の調達目標については、環境物品等の調達率を令和4年3月31日現在と比較して、悪化しないこととする。

- (1) 自動車等
- (2) 設備
- (3) 公共工事
- (4) 役務

(環境配慮契約の種類)

第7条 環境配慮契約の種類は、電気の供給を受ける契約及び自動車の購入等に係る契約とする。この場合において、第5条の規定は適用しない。

(電気の供給を受ける契約)

第8条 電気の供給を受ける契約にあつては、別表第1に掲げる松戸市環境配慮電力入札評価基準(以下「評価基準」という。)により算定した評価点の合計が50点以上の電気事業者が入札参加資格を有するものとする。ただし、公募時点で前年度の数値が公表されていない場合は、別表第1中の「前年度」を「前々年度」と読み替えるものとする。

2 市が行う電気の供給を受ける契約の入札に参加しようとする電気事業者は、評価基準に基づき算定した評価点を松戸市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目報告書(第1号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による提出があつたときは、報告書の内容に基づき、

入札参加資格の有無を確認し、松戸市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目評価結果通知書(第2号様式)により、当該電気事業者に通知するものとする。

(自動車の購入及び賃貸借に係る契約)

第9条 自動車の購入及び賃貸借契約にあつては、別表第2に掲げる電動車等を調達し、内燃機関を有する自動車の調達に当たっては別表第3に掲げる一般公用車購入等基準を満たすものとする。ただし、緊急用車両等、特殊な行政目的を持つ自動車を調達する場合はこの限りではない。

(環境配慮契約等の推進)

第10条 基本方針に定めるもののほか、市が調達及び契約する場合においても、環境配慮契約の観点から、環境マネジメントシステム規格認証を取得していることを条件等に付するよう努めるものとする。

(補則)

第11条 市長は、この基本方針を変更し、又は廃止しようとするときは、松戸市環境審議会の意見を聞かなければならない。

第12条 この方針に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この方針は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条第1項中「評価点の合計が70点以上」とあるのは平成29年度に限り「評価点の合計を60点以上」と読み替えるものとする。

附 則

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

項目	区分	配点
前年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(kg-CO ₂ /kWh) (基礎排出係数)	0.250未満	70
	0.250以上0.300未満	65
	0.300以上0.350未満	60
	0.350以上0.375未満	55
	0.375以上0.400未満	50
	0.400以上0.425未満	45
	0.425以上0.450未満	40
	0.450以上0.475未満	35
	0.475以上0.500未満	30
	0.500以上	0
前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
前年度の再生可能エネルギー導入状況	7.5%以上	20
	5%以上7.5%未満	15
	2.5%以上5%未満	10
	0%超2.5%未満	5
	導入していない	0

備考

- 前年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(kg-CO₂/kWh) (基礎排出係数)とは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された前年度の基礎排出係数をいう。ただし、特定排出者の温室効果ガス排出量算定用の値と政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用の値が異なる場合は政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用の値とする。
- 前年度の未利用エネルギー活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した値とし、次の方法により算出する。
前年度の未利用エネルギー活用状況[%]=
$$\frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)[kWh]}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)[kWh]}} \times 100$$
- 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む)。ただし、インバランス供給を受けた電力に含ま

れる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。

- (1) 工場等の廃熱又は排圧
 - (2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。)第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)
 - (3) 高炉ガス又は副生ガス
- 4 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
- (1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - (2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
- 5 前年度の再生可能エネルギー導入状況とは、次の項目を算定方式に示す方法により算出した数値(単位は全てkWh)をいう。
- (1) 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)
 - (2) 前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量を除く。)(送電端)
- (算定方式)

前年度の再生可能エネルギー導入状況[%]

$$= \frac{(1) + (2)}{\text{前年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$$

- 6 再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項において定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。

別表第2（第9条関係）

区分	電動車等
乗用車 ^{※1}	電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車
小型バス ^{※2}	
小型貨物車 ^{※3}	
バス等 ^{※4}	
トラック等 ^{※5}	
トラクタ ^{※6}	

※1 乗用車とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用車であって、普通乗用車、小型自動車及び軽自動車をいう。

○普通自動車：小型自動車の大きさの基準のうちいずれかが超えている乗用車

○小型自動車：総排気量2ℓ以下、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2m以下の乗用車

○軽自動車：総排気量0.66ℓ以下、長さ3.4m以下、幅1.48m以下、高さ2m以下の乗用車

※2 小型バスとは、定員11人以上、車両総重量3.5t以下の乗用車をいう。

※3 小型貨物車とは、軽貨物車、軽量貨物車、中量貨物車を総じた車両総重量3.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車をいう。

○軽貨物車：軽自動車のうち貨物の用に供するもの

○軽量貨物車：車両総重量1.7t以下のトラック

○中量貨物車：車両総重量1.7t超3.5t以下のトラック

※4 バス等とは、乗車定員10人以上かつ車体総重量が3.5t超の乗用自動車をいう。

○路線バス：高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車

○一般バス：路線バス以外の自動車

※5 トラック等とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。

※6 トラクタとは、車両総重量3.5t超のけん引自動車（けん引自動車に限る。）をいう。

別表第3（第9条関係）

区分	車種別		ガソリン		ディーゼル (軽油)
			燃費	排ガス	燃費
乗用車 小型バス	乗用車		 2020年度 燃費基準 達成以上	 平成30年 排出ガス基準 50%低減以上	 2020年度 燃費基準 達成以上
	小型バス		 平成27年度 燃費基準+10% 達成以上	 平成30年 排出ガス基準 50%低減以上	 平成27年度 燃費基準+10% 達成以上
小型 貨物車	軽貨物車		 平成27年度 燃費基準+10% 達成以上	 平成30年 排出ガス基準 50%低減以上	 平成27年度 燃費基準+10% 達成以上
	軽量貨物車 (1.7t以下)				
	中量貨物車	1.7t超 2.5t以下			
		2.5t超 3.5t以下			
重量車	路線バス 一般バス		 平成27年度 燃費基準+10% 達成以上	—	 平成27年度 燃費基準+10% 達成以上
	トラック等		 平成27年度 燃費基準+10% 達成以上	—	 平成27年度 燃費基準+10% 達成以上
	トラクタ		 平成27年度 燃費基準 達成以上	—	 平成27年度 燃費基準 達成以上

松戸市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目報告書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

〒 -
所在地
フリガナ
名称 ⑩
代表者職・氏名
電話番号

松戸市が行う電気の供給を受ける契約の入札に参加したいので、松戸市グリーン購入等に係る基本方針第8条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

評価項目	数値等	点数
前年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(kg-CO ₂ /kWh) (基礎排出係数)		
前年度の未利用エネルギー活用状況		
前年度の再生可能エネルギー導入状況		
合 計		

- ※ 数値等の根拠となる資料を添付すること。
- ※ 公募時点で前年度の数値が公表されていない場合は、上記「前年度」を「前々年度」と読み替えるものとする。

第 号

所在地
名称
代表者職・氏名 様

松戸市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目評価結果通知書

年 月 日付けで報告のありました松戸市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目報告書を評した結果について、松戸市グリーン購入等に係る基本方針第8条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

松戸市長 印

記

1 評価結果

松戸市電気の供給を受ける契約に関する入札参加資格

有 ・ 無